

公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団職員旅費規程

沿革	昭和57年9月24日制定	昭和60年12月26日改正	平成2年9月21日改正
	平成4年12月21日全改(題名改称)	平成5年3月24日改正	平成5年9月24日改正
	平成7年3月24日改正	平成10年9月24日改正	平成11年12月22日改正
	平成16年3月29日改正	平成17年3月23日改正	平成19年3月23日改正
	平成23年11月29日改正	平成24年3月22日改正	平成29年3月23日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団職員が業務のために旅行した場合に支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が業務のため一時その勤務部署を離れて旅行することをいう。
- (2) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何級の職務」とは、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団給与規程（昭和57年6月23日制定。以下「給与規程」という。）第3条に規定する給料表による当該級の職務（給料表の適用を受けない者については、理事長が定めるこれに相当する職務）をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に旅費を支給する。

- (1) 職員が出張のため旅行中に退職、解雇又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団就業規程（昭和57年6月23日制定）第42条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

(旅行命令)

第4条 旅行は、理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信手段によって、業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令は、旅行命令簿によって行う。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更を申請しなければならない。

3 旅行者が第1項又は前項の規定により、旅行命令の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

4 旅行者が前3項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合においては、旅行命令に従わないで旅行したときは、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1日当たりの定額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食事料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(路程の計算)

第7条の2 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い当該各号に掲げるものにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程。ただし、東武日光線並びにこれに接続する伊勢崎線及び鬼怒川線の鉄道駅が存する地方公共団体の地域に旅行する場合の路程は、東武鉄道株式会社の営業キロ程表による。

(2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 郵政省の調べに係る郵便線路図に掲げる路程

2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公

共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した日の翌日から起算して2週間以内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支払担当者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、精算による過払金の返納告知の日の翌日から起算して2週間以内に、当該過払金を返納させなければならない。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか次に規定する急行料金

ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一の等級の急行料金

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(4) 第2号の規定に該当する線路で、特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行が片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給す

る。

4 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行が片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

第9条の2 職員が都の特別区の存する地域へ旅行（当該地域を経由する旅行を含む。）する場合は、前条に規定する鉄道賃のほか、1,000円を支給する。

（船賃）

第10条 船賃は、水路旅行について路程に応じ次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 5級以上の職務にある者については、上級の運賃

イ 4級以下の職務にある者については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃のほか、座席指定料金

（航空賃）

第11条 航空賃の額は、航空旅行について路程に応じ現に支払った旅客運賃による。

2 航空賃は、理事長が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難いと認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給する。

（車賃）

第12条 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートルにつき37円とする。ただし、業務上の必要又はその他やむを得ない事情により、定額の車賃で旅行実費を支弁することができない場合には実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（日当）

第13条 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

2 日当の定額は、別表第1による。ただし、栃木県内に旅行した場合は、日当を支給しない。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、栃木県内（本市の区域を除く。）に宿泊を伴う旅行をしたときは、日当定額の2分の1に相当する額を支給する。

4 1日の旅行において、日当について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。

（宿泊料）

第14条 宿泊料は旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

2 宿泊料の額は、別表第1による。

3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむ

を得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食事料)

第15条 食事料の額は、別表第1による。

- 2 食事料は、船賃若しくは航空賃のほか別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

(日額旅費)

第16条 日額旅費は、当該旅行の性格上日額旅費を支給することを適当と認めた旅行について定額をもって支給する。

- 2 日額旅費は、第6条の旅費に代えて別表第2に掲げる額を支給する。
- 3 日額旅費の額は、当該日額旅費の性質に応じ第6条第1項に規定する旅費の額の基準を超えることができない。

(鹿沼市長の意見)

第17条 この規程の改正に当たっては、財団の健全財政の維持及び他の鹿沼市関連公社等（鹿沼市がその設立又は財政に関与する公社等をいう。）に勤務する職員の勤務条件との均衡を図るため、その改正内容について、あらかじめ鹿沼市長の意見を聴くものとする。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成4年12月21日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿沼市体育文化振興公社職員旅費規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成5年9月27日）

この規程は、平成5年9月27日から施行する。

附 則（平成7年3月24日）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月24日）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成10年8月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿沼市体育文化振興公社職員旅費規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月22日）

この規程は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成22年11月29日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の財団法人鹿沼市体育文化振興公社職員旅費規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月22日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第13条、第14条、第15条関係）

級 区分	日 当	宿 泊 料	食 事 料
5級以上の職務にある者	2,600 円	13,100 円	2,600 円
4級以下の職務にある者	2,200 円	10,900 円	2,200 円
再雇用職員	2,600円	13,100円	2,600円

(注) この表において、再雇用職員とは、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団就業
規程（昭和57年6月23日制定）第13条の2第1項から第3項までの規定により
雇用された職員をいう。

別表第2（第16条関係）

旅 行 の 区 分	交 通 費	日 当	宿 泊 料
研修、講習等の受講を目的とする旅行 で、その期間があらかじめ3日以上と 定められたもの	旅費の額	2,200円	9,800円

備考 宿泊するときにあつては、最初に研修等開催地に到着した日の翌日から最後に研修等
開催地を出発する日の前日までの期間については、日当を支給しない。